

## 熊本地震に伴う検定料不徴収の臨時措置について

### 1. 臨時措置の対象入試

平成29年度学部一般入試（以下「一般入試」という。）

### 2. 要件

一般入試において、当該入学志願者に係る主たる家計支持者（当該入学志願者が属する世帯の家計を支える者のうち所得金額が最も多い者をいう。以下同じ。）が熊本地震発生時に居住していた地が、災害救助法の適用を受け、災害救助法適用日以降に検定料を納入し出願手続をしようとする場合で、かつ、当該災害によって、当該主たる家計支持者が居住していた家屋等が全壊等の被害を受け、3. 手続の（1）及び（2）の書類を出願期限までに入学願書等に添えて提出できる者

### 3. 手続

検定料の不徴収を受けようとする者は、一般入試の出願期限までに、次の各号に定める書類を入学願書等に添えて提出すること。

- (1) 検定料不徴収申請書
- (2) 市区町村長又は消防署長発行のり災証明書

### 4. 不徴収の額

一般入試検定料相当額

### 5. 不徴収の取消し

後日申請書類に虚偽の事実があることが判明した場合は、直ちに納付すべき検定料を納付しなければならない。

#### （注意事項）

- ・ 手続をしようとする者は検定料を払込みしないこと。検定料納入後に手続することはできない。
- ・ 手続書類に不備があった場合は、出願期限までに検定料が納入されなければ出願書類を受理しない。

#### （災害救助法適用地域）

内閣府 HP [http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

#### （問合せ先）

和歌山大学入試課 TEL (073) 457-7116